

帯広市公共交通機関感染拡大防止対策支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、地域住民の必要な交通手段である公共交通機関の維持及び利用者が安心して利用できる衛生的な車内環境の確保に取り組む交通事業者に対し、支援金を支給することにより、継続的な感染症拡大防止の推進を図ることを目的とする。

(支援対象者)

第2条 支援の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する交通事業者とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第4条の許可を受け、次に掲げるいずれかの事業（以下「支援対象事業」という。）を営む法人又は個人事業者（ただし、アにあっては帯広市バス生活路線維持費補助金交付要綱第7条に掲げる補助対象事業者、イにあっては帯広市内に営業所を置く事業者に限る。）

ア 一般乗合旅客自動車運送事業

イ 一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を除く。）

(2) 帯広市暴力団排除条例（平成25年条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者（以下、「暴力団等」という。）に該当する者がいない法人又は個人事業者

(3) 令和2年4月1日時点で支援対象事業を営んでおり、今後も支援対象事業を継続する意思がある法人又は個人事業者

(支援金額)

第3条 支援対象者に支援する支援金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第2条第1号アに規定する事業を営む支援対象者 市内を運行する事業用車両（専ら都市間高速バス事業において使用される車両を除く。）数に2万円を乗じて得た額

(2) 第2条第1号イに規定する事業を営む支援対象者 市内の営業所に配置する事業用車両（寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車を除く。）数に1万円を乗じて得た額

(支援金の申請)

第4条 支援金を受けようとする支援対象者（以下「申請者」という。）は、帯広市公共交通機関感染拡大防止対策支援金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、やむを得ない事情があると市長が認める場合を除き、令和2年7月31日までに市長に提出しなければならない。

(1) 支援対象事業の許可を受けたことを証する書類の写し

(2) 暴力団等の排除及び事業継続に関する誓約書兼同意書（様式第2号）

(3) 第3条各号に掲げる事業用車両数を確認できる書類の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により提出された申請書を受理した時は、速やかに内容を確認の上、交付の可否を決定する。

(交付決定等の通知)

第6条 市長は、前条の規定により支援金の交付を決定したときは、速やかに申請者に対し、帯広市公共交通機関感染拡大防止対策支援金交付決定通知書(様式第3号)により通知する。

2 市長は、前条の規定により支援金の交付をしないことを決定したときは、速やかに申請者に対し、書面により通知する。

(支援金の交付)

第7条 市長は、前条第1項の規定による通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)に対し、支援金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号に該当する場合には、第6条第1項の規定による支援金の交付の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付決定を受けたとき。

(2) 法令又はこの要綱に違反したとき。

2 市長は、交付決定者について前項各号の疑義がある場合は、当該交付決定者を調査し、若しくは報告を求め、又は関係機関へ照会することができる。

3 市長は、第1項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合は、書面により、交付決定者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第9条 市長は、前条の取り消しを行った場合において、既に交付した支援金の一部又は全部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により支援金の一部又は全部の返還を命ずる場合は、書面により、交付決定者に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月25日から施行する。